

令和8年3月27日  
門真市

## 令和8年度 門真市入札・契約制度の改正等について

本市では、入札・契約制度の公正性、透明性、競争性のより一層の向上を図るため、下記の事項について、8年4月1日以後に発注する案件から適用します。

### 記

#### **1. 公共工事に係る業務委託の最低制限価格の導入について**

本市が発注する公共工事に係る業務委託（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務）のうち、電子入札に付す案件については、当該契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定いたします。

算定方法については、別紙1のとおりです。

また、最低制限価格の導入に伴い、入札の際に提出いただく積算内訳書については、各業種ごとに改正します。（別紙2）なお、複数の業種を含む案件の積算内訳書は、別紙2の6ページの例をご参照ください。

#### **2. 門真市公共工事の前払金に関する規則の一部改正**

本市が発注する公共工事（工事に係る業務委託、機械類の製造を含む）に関する前払金について、対象を拡大します。（別紙3）

#### **3. 工事費内訳書の見直しについて**

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正されたことに伴い、工事の入札の際に提出いただく工事費内訳書について見直します。（別紙4）

以上

令和 8 年 3 月 27 日

入札参加資格者 各位

門真市総務部総務課

## 門真市公共工事に係る業務委託の最低制限価格の算定方法について

令和 8 年 4 月より、本市が発注する公共工事に係る業務委託（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務（地下埋設物調査を含む。以下同じ。）及び補償関係コンサルタント業務）のうち、電子入札に付す案件については、当該契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、最低制限価格を設定いたします。また、事後公表を一部の案件にて試行実施することに伴い、入札参加資格者各位におかれましては、下記の算出方法を参考にいただき、設計図書等を熟知したうえで、より適切な積算のうえ、入札参加していただきますようお願いいたします。

## 記

## 1. 算出方法

最低制限価格の算出は、別記の各業務に係る予定価格算出の基礎となった①から④までのそれぞれの額（税抜金額）に算出係数を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）を合計した額（千円未満切り捨て。税抜金額）

## 2. 留意事項

提出された入札書の入札金額が最低制限価格を下回った場合には、無効の入札となりますのでご注意ください。

## 【別記1】最低制限価格の設定について

本市の公共工事に係る業務委託における最低制限価格の設定は次のとおりとします。

### 1. 測量業務

(1) 設定範囲を予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内とする。

(2) 最低制限価格 = (① + ② + ③)

①直接測量費の 100%

②測量調査費の 100%

③諸経費の 50%

### 2. 建設コンサルタント（建築関係）

(1) 設定範囲を予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲内とする。

(2) 最低制限価格 = (① + ② + ③ + ④)

①直接人件費の 100%

②特別経費の 100%

③技術料等経費の 60%

④諸経費の 60%

### 3. 建設コンサルタント（土木関係）

(1) 設定範囲を予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲内とする。

(2) 最低制限価格 = (① + ② + ③ + ④)

①直接人件費の 100%

②直接経費の 100%

③その他原価の 90%

④一般管理費等の 50%

### 4. 地質調査業務

(1) 設定範囲を予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内とする。

(2) 最低制限価格 = (① + ② + ③ + ④)

①直接調査費の 100%

②間接調査費の 90%

③解析等調査業務費の80%

④諸経費の 50%

### 5. 補償関係コンサルタント業務

(1) 設定範囲を予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲内とする。

(2) 最低制限価格 = (① + ② + ③ + ④)

①直接人件費の 100%

②直接経費の 100%

③その他原価の 90%

④一般管理費等の 50%

## 【別記2】最低制限価格計算例

### 例1

業種：建設コンサルタント（土木関係）

予定価格（税込）：29,777,000円

設計価格（税抜）：27,070,000円

#### 《設計内訳》

直接人件費	11,215,562円・・・①
直接経費	343,111円・・・②
その他原価	6,039,580円・・・③
一般管理費等	9,471,747円・・・④
計	27,070,000円（千円未満切り捨て）・・・⑤

↓

①×100%＝	11,215,562円（1円未満切り捨て）
②×100%＝	343,111円（1円未満切り捨て）
③×90%＝	5,435,622円（1円未満切り捨て）
④×50%＝	4,735,873円（1円未満切り捨て）
①＋②＋③＋④＝	21,730,000円（千円未満切り捨て）

#### 《上限》

⑤×81%＝	21,926,000円（千円未満切り捨て）
--------	-----------------------

#### 《下限》

⑤×60%＝	16,242,000円（千円未満切り捨て）
--------	-----------------------

↓

下限<21,730,000円<上限のため、最低制限価格は、21,730,000円（税抜）

**例 2**

業種：測量業務及び建設コンサルタント（土木関係）

予定価格（税込）：16,280,000円

設計価格（税抜）：14,800,000円

※業種が複数ある場合は、それぞれに算出した額を合算して最低制限価格とする。

**◎測量業務****≪設計内訳≫**

直接測量費	1,997,441円・・・①
測量調査費	753,756円・・・②
諸経費	2,020,803円・・・③
計	4,772,000円（千円未満切り捨て）・・・④

↓

①×100%=	1,997,441円（1円未満切り捨て）
②×100%=	753,756円（1円未満切り捨て）
③×50%=	1,010,401円（1円未満切り捨て）
①+②+③=	3,761,000円（千円未満切り捨て）

**≪上限≫**

④×82%=	3,913,000円（千円未満切り捨て）
--------	----------------------

**≪下限≫**

④×60%=	2,863,000円（千円未満切り捨て）
--------	----------------------

↓

下限<3,761,000円<上限のため、測量業務に係る最低制限価格は、  
3,761,000円（税抜）

**◎建設コンサルタント（土木関係）業務****≪設計内訳≫**

直接人件費	4,236,850円・・・①
直接経費	0円・・・②
その他原価	2,281,543円・・・③
一般管理費等	3,509,607円・・・④
計	10,028,000円（千円未満切り捨て）・・・⑤

↓

①×100%=	4,236,850円（1円未満切り捨て）
②×100%=	0円（1円未満切り捨て）
③×90%=	2,053,388円（1円未満切り捨て）
④×50%=	1,754,803円（1円未満切り捨て）
①+②+③+④=	8,045,000円（千円未満切り捨て）

《上限》

$$\textcircled{5} \times 81\% = 8,122,000 \text{円 (千円未満切り捨て)}$$

《下限》

$$\textcircled{5} \times 60\% = 6,016,000 \text{円 (千円未満切り捨て)}$$



下限<8,045,000円<上限のため、土木関係の建設コンサルタント業務に係る最低制限価格は、8,045,000円（税抜）

よって、当該業務委託に係る最低制限価格は、  
3,761,000円+8,045,000円=11,806,000円（税抜）

**例 3**

業種：建設コンサルタント（建築関係）

予定価格（税込）：7,848,500円

設計価格（税抜）：7,135,000円

**《設計内訳》**

直接人件費	2,687,932円・・・①
特別経費	666,000円・・・②
技術料等経費	824,347円・・・③
諸経費	2,956,721円・・・④
計	7,135,000円（千円未満切り捨て）・・・⑤

↓

①×100%＝	2,687,932円（1円未満切り捨て）
②×100%＝	666,000円（1円未満切り捨て）
③×60%＝	494,608円（1円未満切り捨て）
④×60%＝	1,774,032円（1円未満切り捨て）
①＋②＋③＋④＝	5,622,000円（千円未満切り捨て）

**《上限》**

⑤×81%＝	5,779,000円（千円未満切り捨て）
--------	----------------------

**《下限》**

⑤×60%＝	4,281,000円（千円未満切り捨て）
--------	----------------------

↓

下限<5,622,000円<上限のため、最低制限価格は、5,622,000円（税抜）

**例 4**

業種：建設コンサルタント（建築関係）及び地質調査業務

予定価格（税込）：14,493,600 円

設計価格（税抜）：13,176,000 円

※業種が複数ある場合は、それぞれに算出した額を合算して最低制限価格とする。

**◎建設コンサルタント（建築関係）****《設計内訳》**

直接人件費	3,455,593 円・・・①
特別経費	1,047,260 円・・・②
技術料等経費	854,000 円・・・③
諸経費	3,801,147 円・・・④
計	9,158,000 円（千円未満切り捨て）・・・⑤

↓

①×100%＝	3,455,593 円（1 円未満切り捨て）
②×100%＝	1,047,260 円（1 円未満切り捨て）
③× 60%＝	512,400 円（1 円未満切り捨て）
④× 60%＝	2,280,688 円（1 円未満切り捨て）
①＋②＋③＋④＝	7,295,000 円（千円未満切り捨て）

**《上限》**

⑤×81%＝	7,417,000 円（千円未満切り捨て）
--------	-----------------------

**《下限》**

⑤×60%＝	5,494,000 円（千円未満切り捨て）
--------	-----------------------

↓

下限&lt;7,295,000 円&lt;上限のため、最低制限価格は、7,295,000 円（税抜）

**◎地質調査業務****《設計内訳》**

直接調査費	2,719,140 円・・・①
間接調査費	775,520 円・・・②
解析等調査業務費	0 円・・・③
諸経費	523,340 円・・・④
計	4,018,000 円（千円未満切り捨て）・・・⑤

↓

①×100%＝	2,719,140 円（1 円未満切り捨て）
②× 90%＝	697,968 円（1 円未満切り捨て）
③× 80%＝	0 円（1 円未満切り捨て）
④× 50%＝	261,670 円（1 円未満切り捨て）
①＋②＋③＋④＝	3,678,000 円（千円未満切り捨て）

《上限》

$$\textcircled{5} \times 85\% = 3,415,000 \text{ 円 (千円未満切り捨て)}$$

《下限》

$$\textcircled{5} \times 2/3 = 2,678,000 \text{ 円 (千円未満切り捨て)}$$

↓

上限 < 3,678,000 円のため、最低制限価格は、3,415,000 円 (税抜)

よって、当該業務委託に係る最低制限価格は、  
7,295,000 円 + 3,415,000 円 = 10,710,000 円 (税抜)

(門真市電子入札システム・業務委託用)

門真市長 様

住所

商号又は名称

代表者

## 積 算 内 訳 書

件 名

内訳

(単位:円)

項 目		数 量	金 額 (税抜)
直接測量費		一式	
		一式	
測量調査費		一式	
諸経費		一式	
合 計			

※合計欄に各内訳の金額を加算したものと一致しない金額又は各項目に0円で記載したものは無効とする。

※金額欄には金額以外は記入をしないこと。

※本様式以外の内訳書での提出は無効とする。

# (例)建築関係の建設コンサルタント業務

(門真市電子入札システム・業務委託用)

門真市長 様

住所

商号又は名称

代表者

## 積算内訳書

件名

内訳

(単位:円)

項目		数量	金額(税抜)
直接人件費		一式	
		一式	
特別経費		一式	
技術料等経費		一式	
諸経費		一式	
合計			

※合計欄に各内訳の金額を加算したものと一致しない金額又は各項目に0円で記載したものは無効とする。

※金額欄には金額以外は記入をしないこと。

※本様式以外の内訳書での提出は無効とする。

# (例)土木関係の建設コンサルタント業務

(門真市電子入札システム・業務委託用)

門真市長 様

住所

商号又は名称

代表者

## 積算内訳書

件名

内訳

(単位:円)

項目		数量	金額(税抜)
直接人件費		一式	
		一式	
直接経費		一式	
その他原価		一式	
一般管理費等		一式	
合計			

※ 合計欄に各内訳の金額を加算したものと一致しない金額又は各項目に0円で記載したものは無効とする。

※ 金額欄には金額以外は記入をしないこと。

※ 本様式以外の内訳書での提出は無効とする。

# (例)地質調査業務

(門真市電子入札システム・業務委託用)

門真市長 様

住所

商号又は名称

代表者

## 積算内訳書

件名

内訳

(単位:円)

項目		数量	金額(税抜)
直接調査費		一式	
		一式	
間接調査費		一式	
解析等調査業務費		一式	
諸経費		一式	
合計			

※ 合計欄に各内訳の金額を加算したものと一致しない金額又は各項目に0円で記載したものは無効とする。

※ 金額欄には金額以外は記入をしないこと。

※ 本様式以外の内訳書での提出は無効とする。

# (例)補償関係コンサルタント業務

(門真市電子入札システム・業務委託用)

門真市長 様

住所

商号又は名称

代表者

## 積算内訳書

件名

内訳

(単位:円)

項目		数量	金額(税抜)
直接人件費		一式	
		一式	
直接経費		一式	
その他原価		一式	
一般管理費等		一式	
合計			

※ 合計欄に各内訳の金額を加算したものと一致しない金額又は各項目に0円で記載したものは無効とする。

※ 金額欄には金額以外は記入をしないこと。

※ 本様式以外の内訳書での提出は無効とする。

# (例)測量業務＋土木関係の建設コンサルタント業務

(門真市電子入札システム・業務委託用)

門真市長 様

住所

商号又は名称

代表者

## 積算内訳書

件名

内訳 (単位:円)

項目	数量	金額(税抜)
測量業務		
直接測量費	一式	
	一式	
測量調査費	一式	
諸経費	一式	
小計		
土木関係の建設コンサルタント業務		
直接人件費	一式	
	一式	
直接経費	一式	
その他原価	一式	
一般管理費等	一式	
小計		
合計		

※ 合計欄に各内訳の金額を加算したものと一致しない金額又は各項目に0円で記載したものは無効とする。

※ 金額欄には金額以外は記入をしないこと。

※ 本様式以外の内訳書での提出は無効とする。

## 門真市公共工事の前払金に関する規則の改正の概要

### 1. 対象工事の範囲拡大

対象となる工事の請負金額について、1千万円以上から100万円以上に改正する。(工期要件は3月。前払金の上限は請負金額の4割)(2条1項1号)

### 2. 工事に関する業務委託を対象に追加

工事に関する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち、請負金額が100万円以上でかつ履行期間が3月以上のものについて、対象とする。前払金の上限は請負金額の3割とする。(2条1項2号)

### 3. 工事の用に供することを目的とする機械類の製造を対象に追加

工事の用に供することを目的とする機械類の製造のうち、請負金額が200万円以上でかつ履行期間3月以上のものについて、対象とする。前払金の上限は請負金額の3割とする。(2条1項3号)

### 4. その他

- ・中間前払金については、工事のみを対象とする。(2条2項)
- ・前払金又は中間前払金の金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる(2条3項)
- ・工期又は履行期間が複数年度に及ぶ場合は、それぞれの各会計年度において、金額要件及び期間要件を満たすものを対象とする。(3条1項)

## (門真市電子入札システム・建設工事に用)

門真市長 様

住所

商号又は名称

代表者

## 工 事 費 内 訳 書

件 名

内訳

(単位:円)

項 目		数 量	金 額 (税抜)
A 直接工事費		一式	
		一式	
		一式	
		一式	
		一式	
	うち材料費	一式	
	うち労務費	一式	
B 共通仮設費		一式	
C 現場管理費		一式	
	うち建退共制度の掛金	一式	
	うち法定福利費の事業主負担額	一式	
D 一般管理費		一式	
合 計 (A+B+C+D)			
	うち安全衛生経費	一式	

※合計欄に各内訳の金額を加算したものと一致しない金額又は各項目に0円で記載したものは無効とする。

※金額欄には金額以外は記入をしないこと。

※各費用の内訳が、対象費用を上回る記載があった場合は、誤字(無効)とする。

※法定福利費については、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額を記載する。なお、建築工事の場合は、工事原価のうち法定福利費の事業主負担額とする、

※安全衛生経費について、仮設設備の費用、保護具の費用、労働者への安全衛生教育費用等を記載する。

なお、建築工事の場合は、工事原価のうち安全衛生経費とする